番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
1	节和0年/月19日 	有料老人ホーム 訪問介護事業所	ご近所ホーム山木戸 ご近所ホーム訪問介 護ステーション山木戸	老人 ホー ム	事故発生時において、家族への連絡を行っていない事例が散見されました。令和3年7月1日改正「新潟市有料老人ホーム設置運営指導指針」9(1)クに基づき、事故発生時には速やかに家族等に連絡し、記録に残してください。	
	実地	訪問看護事業所	ご近所ホーム訪問看 護ステーション山木戸		入居者からの預り金規程がありませんでした。令和3年7月1日改正「新潟市有料老人ホーム設置運営指導指針」9(1)ケに基づき、預り金規程を整備してください。	5万円を限度とし、現金のみお預かりすることとしました。その際 に必要となる依頼書や受領書等を新たに整備しました。
				訪問看護	訪問看護費の算定に当たって、准看護師が訪問した場合、所定単位数×90/100であるにも関わらず、所定単位数で算定をしていました。「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)」第2の4(8)に基づき、准看護師が訪問し算定していた期間の利用者の給付費について、過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	過誤調整を11月・12月で申請し12月・1月に再請求します。

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
2	今和6年0月5日	通所介護事業所 居宅介護支援事業所	老人デイサービスセンターなぎさの里 ・居宅介護支援事業所なぎさの里	1	指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
3	今和6年0日2日	居宅介護支援事業所	サニーライフ新潟 サニーライフ新潟居 宅介護支援事業所	-	指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
4	令和6年10月7日	地域密着型通所介護 ホーム 事業所 縁	ムケアセンター	地密型所 護	「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の3に基づく職員の状況を把握するうえで、一部職員の資格証や、労働条件通知書、辞令の写しが確認できなかったため、適切に保管してください。	一部職員の資格証の写しを徴し、労働条件通知、辞令を交付しました。
	実地			密着 型通 所介	施設内で訪問入浴サービスを利用している利用者がいました。「新 潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基 準に関する条例」第60条の6に基づき、利用者の心身の状況等の 把握に努め、居宅介護支援事業所と情報共有を図り、利用者に とって適切なサービス提供を行ってください。	訪問入浴は指摘のありました日から中止しました。今後はこのようなことのないよう法令順守し、適正なサービス提供を行って参ります。
				密着 型通 所介	勤務実績表と出勤表が異なっていました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の13に基づき、適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を確保してください。また、営業日に変更がある場合は、介護保険課に届け出てください。	ませんでしたが、今後はシフト表にも表示することとし、人員基準が満たされているか事前に確認できるようにします。
				地密型所 護	初回の地域密着型通所介護計画がない利用者がいました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の10及び「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づき、利用者の心身の状況等を踏まえて、具体的なサービス内容等を記載した計画を作成してください。また、計画がない期間については、給付費の過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	過誤調整を行い、195,326円を返還しました。

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
				密着 型通	感染症及び非常災害発生時の業務継続計画に基づく必要な研修及び訓練を実施していませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第33条の2第2項に基づき、必要な研修及び訓練を定期的に実施してください。なお、この事項については令和6年4月1日より義務化されており、今年度中に研修及び訓練を実施しなければ減算となります。	令和6年12月5日に研修及び訓練を実施しました。
				地密型所 護	職員等、地域密着型通所介護について知見を有する者等により	様、地域民生委員、自治会長、坂井輪包括担当職員様と相談 員、施設長出席のもとで、開催を調整しており、今後は年二回 の開催を予定しております。
				密着 型通	事故が発生し、病院受診したにも関わらず、市に事故報告を提出していない事例がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の18に基づき、事故が発生し病院受診した場合は、5日以内に市に事故報告を提出してください。	事故報告書を提出しました。

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
5	令和6年8月7日	認知症対応型共同生 活介護事業所	愛の家グループホー ム新潟鳥屋野	-	指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
6	令和6年8月8日	訪問介護事業所	学研ココファン新潟関 屋ヘルパーセンター		指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
7	令和6年8月8日	認知症対応型共同生 活介護事業所	グループホームふれ あいの杜田中町	-	指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
8	令和6年8月20日	居宅介護支援事業所	居宅介護支援事業所 常陽会新潟西		指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
9	令和6年10月3日	有料老人ホーム 訪問介護事業所 訪問看護事業所	医心館 新潟 医心館訪問介護ス テーション新潟 医心館訪問看護ス	-	指摘事項なし。	
	実地		テーション新潟			

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
10	令和6年8月27日	訪問介護事業所	ヘルパーステーション 杜		指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
11	令和6年8月27日	居宅介護支援事業所	ケアプランさかい	1	指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
12	令和6年8月27日	訪問介護事業所事業 ヘル 所 笑	パーステーション		指摘事項なし。	
	実地					

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
13	令和6年8月30日	訪問介護事業所 通所介護事業所 居宅介護支援事業所	グレイス・ヘルパース テーション グレイス・デイサービ スセンター	通所介護	人員基準について、令和6年6月1日の生活相談員の配置が基準 を満たしていませんでした。新潟市指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営の基準に関する条例第100条に基づき、生活 相談員の勤務延べ時間数については、事業所におけるサービス 提供時間の8時間以上を確保してください。	シフト作成時に生活相談員が規定時間数を確保できるように配慮し、管理者が確認後、作成する。
	実地		グレイス・ケアプラン センター	通所介護	居宅介護支援の提供の開始に際して、利用者に対し前6か月間に居宅サービス計画書に位置付けた各サービス等の割合を説明していませんでした。新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第6条第3項に基づき、重要事項説明書等への記載に加え、あらかじめ利用者又はその家族に対して口頭で説明し、理解を得てください。	別紙にて各サービス等の割合を記載したものを作成し、該当する利用者様又はご家族様に説明する。
				居完護援	居宅サービス計画書について、同意署名が初回のみになっているか、署名があっても日付の記入がない利用者がいました。新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第15条第10号、第11号に基づき、居宅サービス計画書の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。なお、利用者の同意署名が無い期間については、当該月(当該居宅サービス計画に係る月)から当該状態が解消された月の前月まで、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表イ注6に基づき、給付費の過誤調整(運営基準減算)を行い、その件数と金額を報告してください。過去においても同様の事例がないか精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
				居宅護援		居宅サービス計画書作成時に行ったアセスメントを記録として速やかに残す。
				居介支援	サービス担当者会議について、会議の記録が無い利用者がいました。新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第15条第9号に基づき、居宅サービス計画書作成の際は計画作成前にサービス担当者会議を実施し、第31条に基づき会議の記録を残してください。なお、介護支援専門員がサービス担当者会議の開催等を行っていない場合は、当該月から当該状態が解消された月の前月まで、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表イ注6に基づき、給付費の過誤調整(運営基準減算)を行い、その件数と金額を報告してください。過去においても同様の事例がないか精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	サービス担当者会議を開催後には速やかに記録を残す。
				居介支援	介護支援専門員による訪問等による面接の実施記録とモニタリングの結果の記録がありませんでした。訪問は行っており記録をしていなかったとのことですが、新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第15条第13号、第14号及び第31条に基づき、毎月の訪問等による面接及びモニタリングは確実に実施し、実施記録と結果の記録を残してください。なお、介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合や、モニタリングの結果を記録していない状態が1か月以上継続する場合は、その月から当該状態が解消された月の前月まで、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表イ注6に基づき、給付費の過誤調整(運営基準減算)を行い、その件数と金額を報告してください。過去においても同様の事例がないか精査し、介護給付費の返還が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	定期訪問後にモニタリング実施記録と結果記録を速やかに残す。

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象 名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
			介護	入院時情報連携加算について、入院時に情報提供を行った日時や提供した方法等の記録がありませんでした。提供方法は病院へ持参とのことですが、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1老企第36号)第3の16に基づき、提供の状況については記録に残すようにしてください。なお、記録が無い期間については、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準別表ホに基づき、給付費の過誤調整(入院時情報連携加算)を行い、その件数と金額を報告してください。過去においても同様の事例がないか精査し、給付費の過誤調整が生じる場合にはその件数と金額を報告してください。	入院時の情報提供を等行った際は速やかに支援経過を残す。
			居宅介護支援	医療サービスにかかる医師の指示書及び居宅療養管理指導の指示書が無い利用者がいました。新潟市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例第15条第19号、第19号の2に基づき、医療サービス導入の際は指示書又は医師の指示があることを確認し、必ず記録を残してください。受診医療機関が発行してくれなかったとのことですが、主治の医師等から聞き取りを行い、記録を残してください。また、当該意見を求めた医師等に対してケアプランを交付してください。	医療サービス導入時には医師の指示または指示書を確認し、

番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘 対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
14	令和6年9月5日	訪問介護事業所 通所介護事業所 居宅介護支援事業所	ヘルパーステーション さわやか苑鳥屋野 デイサービスセンター さわやか苑鳥屋野	-	指摘事項なし。	
	実地		さわやか苑鳥屋野居 宅介護支援事業部			

調書番号	指導監査年月日 監査方法	指導監査対象	名称	指摘対象	運営指導結果のうち、改善状況報告書の提出を要する指摘事項	改善結果
15	令和6年11月6日	地域密着型通所介護 事業所	デイサービスなかの やま百笑生	地密 型通 所		ホームページ上での公表システムは未確立ですので、関係各所や利用者家族に対しては議事録及び資料を送付して公表と代えさせていただきました。公表システムが整うまでは、上記の方法で公表いたします。 運営指導時、最新の運営推進会議議事録を利用者へ送付しました。
	実地			地密型通	地域密着型通所介護計画書の作成について、計画作成(見直し)後に居宅サービス計画書を取得していた事例がありました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の10に基づき、地域密着型通所介護計画書の作成にあたっては居宅介護サービス計画書の内容に沿ったものとし、適正なプロセスで作成してください。	改めて居宅介護サービス計画書が適正に交付されているか、それ に伴った通所介護計画書が作成されているかを確認しました。運 営指導以降、新たに居宅介護サービス計画書の作成、更新のあっ た利用者については居宅介護サービス計画書に基づいて通所介 護計画書を作成しています。
				型通	個別機能訓練加算 I (イ)について、「厚生労働大臣が定める 基準(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)五十一の五」 に基づき、3か月に1回以上、機能訓練指導員が利用者の居宅 を訪問し、生活状況を確認した際の記録を作成し、保管してく ださい。	記録システムの使用方法を職員へ周知し、必ずシステム上に記録 を残すよう対応しています。
				地密 型通 所	がありませんでした。「厚生労働大臣が定める基準(平成27年3 月23日 厚生労働省告示第95号)五十一の五」に基づき、個別 機能訓練を実施した際は実施時間、訓練内容、担当者等を正 しく記録してください。なお、記録が無い期間については給付	実施記録なく個別機能訓練加算 I (イ)を算定した利用者は1名です。 令和6年4月に1回、5月に1回、6月に7回、7月に4回、11月に7回、計20回。 20回分の個別機能訓練加算 I (イ)とII を返還致します。 利用者負担金、合計1,316円を返還。給付費11,836円を過誤調整で返還します。
				地密 型通	入浴介助加算について、入浴介助に関する研修の受講の記録が確認できませんでした。令和6年度から入浴介助に関わる職員に対する研修の実施が加算の要件となりましたので、研修受講後は記録を作成し、保管してください。また、入浴予定表と実際の請求日がずれていました。請求の際は日付をよく確認するとともに、実施日を確認しやすくしてください。	入浴に関わる可能性のある職員には、入職時点で入浴介助に関する研修を義務づけます。 入浴実施日と請求日が異なっていた件については、それらに相違がないかを相談員2名で確認することとします。その上で請求事務を担う事務職員も確認することで、間違いのないよう徹底します。

16	令和6年11月8日	地域密着型通所介護 事業所	を 茶話本舗デイサービス大学前百笑生		人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の3に基づき、生活相談員は、サービス提供日ごとに、サービス提供時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提	急な人員欠如があった際に、即本部に連絡し他施設からの応援などが出来ないかを確認する。やむを得ず人員欠如となった際は勤務表に赤字で記載し、本部事務職員に出勤簿と共に提出する。本部事務職員は出勤簿と勤務表を確認し人員欠如が確認できた際は上長に報告、上長は欠如の状況を人員配置基準に照らし合わせ、必要があれば新潟市に報告を行うなどの適切な対応を行う。コンプライアンスと人員配置について改めて全職員へ認識させるべく資料を配布。
	実地			地密 型通 所	8日、10月25日はサービス提供時間の終了より前に介護職員が 不在となっている時間がありました。「新潟市指定地域密着型 サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」	急な人員欠如があった際に、即本部に連絡し他施設からの応援などが出来ないかを確認する。やむを得ず人員欠如となった際は勤務表に赤字で記載し、本部事務職員に出勤簿と共に提出する。本部事務職員は出勤簿と勤務表を確認し人員欠如が確認できた際は上長に報告、上長は欠如の状況を人員配置基準に照らし合わせ、必要があれば新潟市に報告を行うなどの適切な対応を行う。コンプライアンスと人員配置について改めて全職員へ認識させるべく資料を配布。
						出勤日に出勤簿への記載と現認を確実に受ける。また条例に基づき適切な運営を行う。
				地密 型通 所	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練が実施されていませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の16に基づき年1回以上訓練を実施してください。	令和7年3月13日職員会議開催時に訓練を実施。

17	令和6年11月12日	地域密着型通所介護 茶話本舗デイサービ 事業所 ス青山百笑生	地密型所	井上代表兼生活相談員の出勤簿について、以下の不適切な状況が多数確認されました。「勤務時間が予め印字されている」、「別の職員が、当該出勤者の出退勤時間を確認する「現認」の欄について、その当時不在の職員名の押印がなされている」、「出退勤時間の記録について、その都度ではなく後でまとめて記録し、出勤簿を作成している」。このような出勤簿は勤怠管理状況を示す書類とは認められず、事業所の生活相談員が不足していると見なされかねない状況です。新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第60条の3第1項及び第60条の13第1項に基づき、適切な勤怠管理記録を作成し、生活相談員の配置基準を満たしていることを事業所として明確にする措置を講じてください。	出勤日に出勤簿への記載と現認を確実に受ける。
	実地			介護職員が令和6年1月14日、28日、8月5日15:30~16:00、8月18日16:00~17:00で配置が不足していました。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の3に基づき、介護職員は単位ごとに常時1人以上従事させてください。	急な人員欠如があった際に、即本部に連絡し他施設からの応援などが出来ないかを確認する。やむを得ず人員欠如となった際は勤務表に赤字で記載し、本部事務職員に出勤簿と共に提出する。本部事務職員は出勤簿と勤務表を確認し人員欠如が確認できた際は上長に報告、上長は欠如の状況を人員配置基準に照らし合わせ、必要があれば新潟市に報告を行うなどの適切な対応を行う。コンプライアンスと人員配置について改めて全職員へ認識させるべく資料を配布。
			地密型所	感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していませんでした。「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」第60条の16に基づき、訓練を年1回以上実施してください。	令和7年3月19日に訓練を実施。
			型通	個別機能訓練加算 I (イ)について、訪問者が勤務していない時間帯に、利用者の居宅を訪問したとする記録が多数ありました。「厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)五十一の五」に基づき、それぞれの記録を正しく記録し、給付費の算定要件を満たさない場合は過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	今後は利用者居宅へ訪問の際は訪問者が即座に記録作成を行う。また、過去の職員の予定を洗い出し、正しく訪問した者の名前で記録を作成し直し、訪問者の確認がとれなかったサービスは過誤とし、過誤調整件数は6件、2名様分返還致します。利用者負担分2,727円、保険分24,531円を過誤調整で返還。詳細は内訳表に記載。3回に分けて返金致します。

	1			
			入浴介助加算 I・II について、入浴介助の実施記録が漏れているケースがありました。「厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)十四の五」に基づき、実施した場合は必ず記録し、給付費の算定要件を満たさない場合は過誤調整を行うとともに、利用者負担金は返還し、その件数と金額を報告してください。	1日の終わりに、入力が正しく行えているか当日のリーダーがチェックし、勤務者の勤務時間内に終えることができなければその旨を夜勤者へ申し送り、当日中に記録を確実に残すようにする。また、管理者相談員は過去の入浴予定表から、対象利用者を誤って入力してしまった場合や記録の抜けがないかを確認する。当該電子記録と請求システムは連動しておらず、管理者・事務職員によって手入力で電子帳簿に記載する形での請求となっており、また紙ベース(手記)での覚え書きで入浴の記録が残っていたため、電子記録に正しく入力し直した結果、請求情報と差異はなく過誤調整の必要がある対象者はいなかった。
		地密 型通	第95号)十四の五」に基づき、それぞれの記録を正しく記録し、	今後は利用者居宅へ訪問の際は訪問者が即座に記録作成を行う。なお、過去の職員の予定を洗い出し、正しく訪問した者の名前で記録を作成しなおし、過誤調整件数は0となった。
		地密 型通 所	果の人員、設備及の連名の基準に関する条例 1 第60 米の18に基づき、事故が発生し病院受診した場合は、5日以内に市に事基が表生も担当しています。また、当該利用者の実施、当該利	「事故発生時に病院受診をした場合は5日以内に市へ事故報告書を提出を行う」ルールを全職員へ周知済。またご利用者様のご家族、ご利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行った記録を残す為に新たに事故報告書の雛形を作成済。事故発生における事業所対応・緊急時フローチャートについても見直しを行い全職員へ配布済。